

相続に関して一般的にご用意いただく書類など

	必要書類など	ご説明事項	発行先
1	相続手続依頼書	相続人全員の方の自書、実印でのご捺印をお願いします。	当金庫窓口
2	亡くなられた方の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本	亡くなられた方の誕生から死亡までの戸籍謄本をすべてをご用意いただきます。 ※既にお亡くなりになっている推定相続人について、別途、戸籍謄本をお願いすることがあります。	本籍所在の市区町村役場
3	相続人の戸籍謄本	結婚、養子縁組などで除籍されている相続人の方は、現在の戸籍謄本をご用意ください。	
4	法定相続情報証明制度による「法定相続情報一覧図の写し」	上記2、3に代わり、「法定相続情報一覧図の写し」（法務局の認証文あり）も可とします。（上記2、3の戸籍謄本を相続関係を一覧に表した図とともに、被相続人の本籍地、最後の住所地等の登記所（法務局）に提出し交付されたもの）	登記所（法務局）
5	相続人の印鑑証明書 （ご依頼日時点で発行日から6か月以内のもの）	相続人全員（上記1の依頼書へ署名、ご捺印される方）について、各1通必要です。 海外に居住している方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書と在留証明書が必要です。	現住所の市区町村役場
6	当金庫との取引書類等	お取引いただいているすべての通帳・証書、鍵、カードなどが必要です。 当座預金がある場合は、未使用の手形・小切手もご返却いただきます。 次の取引がある場合は、別に解約届などが必要です。 ※マル優、貸金庫、カードローン など その他、必要に応じて払戻請求書やお振込用紙など	当金庫窓口
7	相続人の実印・取引印	預金の払戻印は実印、名義変更をされる場合は引き継がれる方の取引印が必要です。	
8	遺産分割協議書 （遺産分割協議書がある場合）	遺産分割協議書	
9	調停書・審判書 （遺産分割調停または審判があった場合）	調停調書正本または謄本 審判書正本または謄本および審判確定証明書	家庭裁判所
10	遺言書 （遺言書がある場合）	遺言書および遺言検認調書謄本 ※公正証書遺言の場合、検認手続は不要です。 遺言執行者選任審判書 ※遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。	検認手続は家庭裁判所

《お願い》

上記一覧表以外にもご用意いただく書類などにつきましては窓口にお問い合わせください。